

議案第 51 号

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町の財政状況は、長期にわたる景気低迷や人口減少高齢化の進展に伴う社会・経済構造の変化により、町税の著しい減収に伴い歳入が減少する一方、社会保障関係費、公共施設整備に伴う事業費や維持管理費など歳出が増大している中で、新たに中長期財政見通しと行財政改革アクションプランを策定した結果、さらに行財政改革を進めても、中長期的に多額の財源不足が見込まれ、今後の町政運営や各種施策の推進など住民生活だけでなく観光客の受入れにも重大な支障をきたしかねない状況である。

この状況を踏まえて、各税目について検討した結果、平成 31 年度以降も固定資産税の税率引上げを、当分の間、継続する必要があるため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町町税条例の一部を改正する条例

箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 27 項の前の見出し中「平成 28 年度から平成 30 年度までの」を削り、同項中「平成 28 年度から平成 30 年度までの各年度分の」を削り、「税率は」の次に「、当分の間」を加える。

附則第 28 項中「平成 28 年度から平成 30 年度までの各年度分の」を削り、「税率は」の次に「、当分の間」を加える。

附則第 29 項中「平成 28 年度から平成 30 年度までの各年度分の」を削り、「額は」の次に「、当分の間」を加え、「附則第 15 項」を「附則第 27 項」に改める。

附則第 36 項中「附則第 33 項」を「附則第 34 項」に改め、同項を附則第 37 項とする。

附則第 35 項中「附則第 32 項」を「附則第 33 項」に改め、同項を附則第 36 項とする。

附則第 34 項中「附則第 31 項」を「附則第 32 項」に改め、同項を附則第 35 項とし、附則第 33 項を附則第 34 項とする。

附則第 32 項中「附則第 35 項及び附則第 36 項」を「附則第 36 項及び附則第 37 項」に改め、同項を附則第 33 項とし、附則第 31 項を附則第 32 項とし、附則第 30 項を附則第 31 項とし、附則第 29 項の次に次の 1 項を加える。

（検討）

30 町長は、附則第 27 項から前項までの規定について、平成 31 年度以降 5 年ごとに施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。